

## 監査委員会規程

### 第1条（目的）

1. 監査委員会は、その活動を通じて、当会社グループの業務の適法、妥当かつ効率的な運営に資することを目的とする。
2. 監査委員会に関する事項は、法令、定款によるほかNSGグループコーポレートガバナンス・ガイドライン及び内部統制システムの構築に関する基本方針に準拠し、本規程の定めるところによる。
3. 監査委員会の監査は、NSGグループコーポレートガバナンス・ガイドライン、内部統制システムの構築に関する基本方針、及び本規程の定めとその内容が矛盾しない範囲および限度において、公益社団法人日本監査役協会が定める「監査委員会監査基準」に準拠するものとする。

### 第2条（構成）

1. 監査委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（以下「委員」という。）をもって構成し、その員数は3名以上とする。ただし、その過半数は社外取締役でなければならず、当会社若しくは当会社の子会社の執行役、業務執行取締役又は使用人を兼務する者は委員とはなれない。
2. 監査委員会の委員長は、取締役会の決議により選定する。

### 第3条（構成メンバー以外の出席）

監査委員会は、その決議により、必要に応じ、説明、報告又は意見聴取のために、取締役、執行役、当該議題を担当し若しくはサポートする社員（ただし適切な執行役を通じて指示をする必要があるものとする。）、会計監査人、又は外部アドバイザーその他の者を監査委員会に出席させることができる。

### 第4条（開催・定例会議、臨時会議）

1. 監査委員会は、原則として3ヶ月に1回以上定例的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
2. 委員の過半数の同意がある場合には、あらかじめ定められた開催日又は開催時間を変更することができる。
3. 監査委員会は、本店若しくはその他の場所における会合、又は複数の場所におけるビデオ通話、若しくは電話会議等の方法により開催することができる。

## 第5条（招集手続）

1. 監査委員会は、第7条に定める議長が招集する。
2. 各委員は、議長である委員に対し監査委員会を招集するよう請求することができる。
3. 本条第1項及び第7条第1項の定めにかかわらず、前項の請求があつた場合に、議長である委員が監査委員会を招集しないときは、その請求をした委員は、自らがその議長としてこれを招集し、主宰することができる。
4. 監査委員会の招集通知は、議長である委員より、その会日の2営業日前までに各委員に対して発する。ただし、委員全員の同意のあるときは、この期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。
5. 招集通知は、招集を行う委員の請求により、事務局がこれを代行して各委員に発することができる。

## 第6条（議題）

前条の招集通知には、開催場所、時間及び当該会合における議題を記載した上、これを各委員に発するものとする。ただし、やむを得ない事由のあるとき又は委員全員の同意のあるときは、この限りではない。

## 第7条（議長）

1. 監査委員会は、委員長が議長となり、これを主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、委員会で定める順序に従い、他の委員が議長の職務を代行する。
2. 前項の一般性を害することなく、議長である委員に関連する事項が会議の目的である場合には、その事項の審議については、議長に事故があるときに準ずるものとして、他の委員が議長の職務を代行する。

## 第8条（職務及び決議方法）

1. 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
  - ① 執行役及び取締役の職務執行の監査
  - ② 計算書類並びに事業報告及び附属明細書の監査、並びにそれらに対する監査報告の作成
  - ③ 以下を含む事項の決定
    - a) 監査の基本方針及び実施計画に関する事項
    - b) 委員の職務分担に関する事項
    - c) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
    - d) 会計監査人を再任することの適否
    - e) 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容
    - f) 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容
    - g) 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任

h) 会計監査人の年次監査計画（主要な監査項目及び人員の配置を含む。）に関する事項

i) その他委員の職務の執行に関する事項

④ 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査委員会の意見表明

2. 監査委員会は、会計監査人に支払う報酬等について、これに同意する権限を有する。
3. 監査委員会は、内部監査部門の基本方針及び監査計画の内容について、これに同意する権限を有するとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して具体的な指示を出すことができる。
4. 内部監査部門の長の選任、解職については、当該役職に選任されている者が執行役でない場合も、監査委員会の事前同意を得るものとする。
5. 監査委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する委員は前項の決議には参加しないものとし、この場合、当該委員は、出席した委員の数にも算入しない。

#### 第9条（委員会への報告）

1. 各委員は、その実施した監査の方法、経過及び結果について監査委員会に報告する。
2. 各委員は、取締役、執行役、及び会計監査人その他の者から、重要な報告、意見又は資料を受領したときは、監査委員会に対し報告する。
3. 取締役及び執行役は、当会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合、直ちに当該事実を監査委員に対し報告する。

#### 第10条（違法行為のある場合の対応）

1. 各委員は、取締役又は執行役が不正の行為をし、若しくはその虞があると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく取締役会に報告する。
2. 各委員は、取締役又は執行役が当会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその虞がある場合において、当該行為により当会社に著しい損害が生ずる虞のあるときは、当該取締役又は執行役に対し、その行為をやめることを請求することができる。

#### 第11条（監査委員の調査権限）

1. 監査委員会は、その決議により、調査を担当する監査委員（以下「調査担当委員」という。）を指名する。
2. 調査担当委員は、以下の各号に定める権限を有する。
  - ① 他の取締役、執行役、支配人その他の使用人に対して職務執行に関する事項の報告を求めること
  - ② 当会社の業務及び財産の状況の調査

- ③監査委員会の権限を行使するために必要があるときに、当会社若しくは子会社に対して事業の報告を求めること又は子会社の業務及び財産の状況の調査
  - ④その他監査の実行に関し監査委員会が必要と認める権限
3. 調査担当委員は、当該報告の徴収又は調査に関する事項について監査委員会の決議がある場合、これに従うものとする。

#### **第12条（監査報告：特定委員）**

1. 監査委員会は、その決議によって次に掲げる職務を行う者（以下「特定委員」という。）を定める。
- ①各委員が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を執行役から受領しそれらを他の委員に対し送付すること
  - ②事業報告及びその附属明細書に関する監査委員会の監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた執行役（以下、「特定執行役」という。）に対し通知すること
  - ③特定執行役との間で、前号の通知をすべき日について合意すること
  - ④会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の委員に対し通知すること
  - ⑤計算関係書類に関する監査委員会の監査報告の内容を特定執行役及び会計監査人に対し通知すること
  - ⑥特定執行役及び会計監査人との間で、会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受けるべき日について合意すること

#### **第13条（取締役会への報告）**

1. 監査委員会は、その決議により、職務執行状況を取締役に報告する委員（以下「報告担当委員」という。）を指名する。
2. 報告担当委員は、取締役会に対し、監査委員会の職務の執行の状況を、遅滞なく報告するものとする。

#### **第14条（監査委員の全員の同意事項）**

1. 監査委員の全員の同意を要する下記の事項については、監査委員会における協議を経て行うことができる。
- ①会計監査人を法定の解任事由に基づき解任すること
  - ②取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること
  - ③取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
  - ④定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役に提出すること
  - ⑤取締役（執行役を兼務する取締役を除く。）との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
  - ⑥株主代表訴訟において会社が被告である取締役又は執行役側へ補助参加すること

2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

#### 第 15 条（議事録）

1. 監査委員会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載して、出席した委員がこれに署名又は記名押印する。
2. 議事録は、法令に従い、電磁的方法をもって、記録することができる。その場合、出席委員の署名又は記名押印は、法令に従い、電磁的方法をもって行う。
3. 取締役は、監査委員会の議事録について、閲覧又は謄写をすることができる。

#### 第 16 条（欠席者への通知）

監査委員会は、監査委員会の議事の要領を、当該監査委員会に欠席した委員に対し通知する。

#### 第 17 条（訴訟）

監査委員会は、当会社と取締役、執行役との間の訴訟又は会社法に定める株主代表訴訟等に関し必要のある場合、当該訴訟において会社を代表すべき委員を定める。

#### 第 18 条（監査委員会の補佐スタッフおよび事務局）

1. 当会社は、監査委員会による職務の実施を補佐し、かつその職務の執行を円滑かつ効率的に行うことを目的とし、監査委員会の指示に服する部門として、監査委員会室を置く。
2. 監査委員会の事務局は、監査委員会室とし、監査委員会室は、監査委員会に付議又は報告される事項及び必要な資料を整理調整して監査委員会に提出するとともに、監査委員会の議事運営を補佐するほか、監査委員会決定事項の要旨を記録し、議事録を作成保管する。

#### 第 19 条（書面の I T 化）

この規程に定める招集・通知等は、書面に代えて、電子メール等の方法によって行うことができる。

#### 第 20 条（本規程の改正）

この規程の改正は、監査委員会の決議による。ただし、重要な改正は取締役会の承認を要する。

平成 20 年 6 月 27 日	制定
平成 24 年 11 月 12 日	改定
平成 27 年 9 月 30 日	改定
令和 4 年 2 月 3 日	最終改定